

指定短期入所生活介護（共生型短期入所生活介護）事業者 指定申請の手引き

最終改正：令和8年4月

1 短期入所生活介護事業所の区分

短期入所生活介護事業所は、実施形態によって基準が異なります。申請する事業所が以下のいずれの区分に該当するかご確認ください。

(1) 特別養護老人ホーム等との関係による区分

区分	実施形態
単独型	併設型、空床利用型以外のもの
併設型	特別養護老人ホーム等に併設される短期入所生活事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの
空床利用型	特別養護老人ホームであって、入所者に利用されていない居室を利用して短期入所生活介護の事業を行うもの

(2) 介護形式による区分

区分	実施形態
従来型	ユニット型以外のもの
ユニット型	少数の居室及び近接する共同生活室により一体的に構成される場所（ユニット）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるもの

2 指定要件の概要

短期入所生活介護事業所の指定を受ける場合には、介護保険法上、次の要件を満たしていることが必要です。

なお、障害福祉サービスにおける指定短期入所事業者の指定を受けた事業者（障害者支援施設の併設事業所及び空床利用型事業所において事業を行う者に限る。）が、共生型居宅サービスの特例により指定を受ける場合には、「3 共生型短期入所生活介護の基準」を確認してください。共生型居宅サービスの特例による指定を不要とする場合は、次の要件を満たしていることが必要です。

(1) 都道府県の条例で定める者（法人）であること。

営利法人、非営利法人を問わず、法人格を有していれば要件を満たすことになります。

ただし、法令により事業を実施できない法人や所轄庁の許認可が必要な場合があります。

(2) 人員基準を満たすこと。

①管理者

・事業所ごとに、常勤・専従の管理者を置かなければなりません。ただし、管理上支障がない場合は、他の職務又は同一の事業者が設置する他の事業所等の職務に従事することができます。

②医師

- ③生活相談員
- ④介護職員又は看護職員
- ⑤栄養士
- ⑥機能訓練指導員
- ⑦調理員その他の従業者

※指定短期入所生活介護事業所の人員基準の詳細は、別紙を参照してください。

(3) 設備・運営基準に従い適正な運営ができること。

①利用定員

単独型の場合、利用定員を 20 人以上とする必要があります。ただし、従来型とユニット型が併設され一体的に運営される場合、合計の利用定員が 20 人以上であれば構いません。

②設備基準

短期入所生活介護を提供するために必要な設備及び備品等を備える必要があります。

※短期入所生活介護事業所の設備基準の詳細は、別紙を参照してください。

※指定後に事業所の所在地を移転（変更）する場合も、設備基準は同じです。

③運営基準

運営基準については、「介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年茨城県条例第 66 号）」及び「介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成 25 年茨城県規則第 34 号）」を参照してください。

なお、ユニット型の介護報酬は、単に設備基準等を満たすだけではなく、ユニットケアサービスを提供している場合に算定可能です。

3 共生型短期入所生活介護の基準

共生型短期入所生活介護は、指定障害福祉サービス等基準第 118 条第 1 項に規定する指定短期入所事業者（障害者支援施設（障害者総合支援法第 29 条第 1 項に規定する指定障害者支援施設をいう。）の併設事業所及び空床利用型事業所において事業を行う者に限る。）が、要介護者に対して提供する指定短期入所生活介護をいうものです。

共生型短期入所生活介護事業所が満たすべき基準は、次のとおりです。

(1) 従業者の員数及び管理者

①従業者

指定短期入所事業所の従業者の員数が、共生型短期入所生活介護を受ける利用者（要介護者）の数を含めて当該指定短期入所事業所の利用者の数とした場合に、当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。

この場合において、昼間に生活介護を実施している障害者支援施設の空床利用型又は併設型の指定短期入所事業所の従業者については、前年度の利用者の平均障害支援区分に基づき、必要数を配置することとなっているが、その算出に当たっては、共生型短期入所生活介護を受ける利用者（要介護者）は障害支援区分 5 とみなして計算すること。

②管理者

指定短期入所生活介護の場合と同趣旨であるので、本手引きの「2（2）①管理者」の項目

を参照してください。なお、共生型短期入所生活介護事業所の管理者と指定短期入所事業所の管理者を兼務することは差支えありません。

(2) 設備に関する基準

指定短期入所事業所の居室の面積が、当該指定短期入所事業所の利用者（障害者及び障害児）の数と共生型短期入所生活介護の利用者（要介護者）の数の合計数で除して得た面積が 9.9 平方メートル以上であること。

その他の設備については、指定短期入所事業所として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。

なお、当該設備については、共生型サービスは要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、要介護者、障害者及び障害児がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーテーション等の仕切りは不要であること。

(3) 技術的支援

指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から、指定短期入所事業所が要介護者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。

(4) 運営等に関する基準

①運営基準

短期入所生活介護等の運営基準の規定は、共生型短期入所生活介護に準用されます。

運営基準については、「介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年茨城県条例第 66 号）」及び「介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成 25 年茨城県規則第 34 号）」を参照してください。

②利用定員

指定共生型短期入所生活介護の利用定員は、指定短期入所の事業の専用の居室のベッド数と同数とすること。つまり、指定短期入所事業所が、併設事業所の場合は指定短期入所の専用の用に供される居室のベッド数、空床利用型事業所の場合は指定障害者支援施設の居室のベッド数となります。例えば、併設事業所で利用定員 20 人という場合、要介護者と障害者及び障害児とを合わせて 20 人という意味であり、利用日によって、要介護者が 10 人、障害者及び障害児が 10 人であっても、要介護者が 5 人、障害者及び障害児が 15 人であっても差し支えありません。

4 申請の流れ

(1) 事前協議

- ・施設設備の改修が必要な場合や事業所として不適な場合がありますので、必ず事前協議で当該建物が指定基準を満たすか確認を受けてから申請を行ってください。

※指定後に事業所の所在地を移転（変更）する場合も、必ず事前協議で当該建物が指定基準を満たすか確認を受けてから移転（変更）して下さい。

- ・事前協議は、県担当（長寿福祉課 介護保険指導・監査担当 電話 029-301-3343）にご予約のうえ、「事業所周辺の住宅地図」と「事業所の図面（施設設備の面積及び使用用途を明示したもの）」等をご持参願います。

- ・建設・設計事務所及びコンサルタント会社等の同席は可能ですが、必ず、事業を実施する事業主が、事業内容をご説明願います。
- ・事業所の立地予定の市町村の介護保険担当及び建設・開発部署にも必ず事前説明及び確認を行ってください。（土地及び建物の使用制限、または、開発許可等が必要な場合がありますので、事前に確認しておくこと）
- ・建築関係法令等に係る手続きについては、別途所管する部署と協議してください。
- ・消火設備その他非常災害に際して必要な設備及び消防計画等に関しては、所管する消防署に確認してください。
- ・食事の提供については、所管する保健所に確認を行ってください。
- ・建設に係る近隣とのトラブルも散見されますので、事業所予定地周辺に民家等がある場合、周辺への説明をきちんと行って理解を得てください。

(2) 申請書提出

- ・申請から指定までの標準処理期間は30日です。事業開始予定日の30日前までに、申請書類を全て揃えて提出してください。申請書類が揃っていない場合、審査できません。
- ・申請受付後、審査のうえ問題がなければ指定の処理を行い通知します。
- ・書類に不備がある場合等は、審査期間が30日を超える場合があります。
- ・申請に修正しがたい不備がある場合、または指定が適当でない認められる場合等は申請書類を返戻する場合があります。
- ・介護保険サービスの実施にあたって、所轄庁の許認可が必要な法人（社会福祉法人、医療法人等）については、各手続きを済ませた上で、申請書類を提出してください。

5 申請に必要な書類

指定短期入所生活介護事業者に係る指定の申請を行う場合は、次の書類を郵送で1部提出してください。書類は原則としてA4判で統一してください。

なお、現に運営中の特別養護老人ホームで空床利用型の申請をする場合、別途提出書類をご案内しますので、お問い合わせください。

- (1) 提出書類チェックリスト
- (2) 指定居宅サービス事業者指定申請書（様式第1号）
- (3) 付表 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定等に係る記載事項

- ・申請する事業の実施形態に応じた様式を使用してください。

様式	実施形態
付表第一号（八）	単独型
付表第一号（九）	空床利用型、本体施設が特別養護老人ホームの場合の併設型
付表第一号（十）	本体施設が特別養護老人ホーム以外の場合の併設型

※共生型短期入所生活介護として申請する場合は、付表第一号（八）を使用してください。

(4) 添付書類

①申請者の登記事項証明書又は条例等

- ・登記事項の「目的」には、介護保険法に基づく短期入所生活介護事業を実施する旨（介護予防短期入所生活介護事業を実施する場合にはあわせてその旨）が規定されていることが

必要です。

②従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）

- ・管理者及び人員基準に関わる従業員全員の勤務する時間数等を記載してください。
※調理員その他の従業者については、記載不要です。

③職員の資格証及び雇用関係を確認できる書類の写し

- ・資格が必要な職種は、資格証等の写しを添付してください。
※機能訓練指導員が一定の実務経験を有するはり師・きゅう師の場合は、6月以上機能訓練指導に従事した事業所による、実務経験を証明する書面（従事した事業所の管理者による証明書など。）を資格証の写しとあわせて提出してください。
- ・従業員（常勤・非常勤問わず）について、法人との雇用関係を証明できる書類（雇用契約書、辞令等）の写しを添付してください。
- ・結婚等で氏名が変更しており、書類によって記載の氏名が異なる場合は、「職員の氏名についての申出書」（参考様式20）を提出してください。
- ・外国人介護職員の場合、在留カードの写しを提出してください。
※在留資格「特定活動」「技能実習」の場合、以下のいずれかに該当することを証する書類の写しを併せて提出してください。

	該当項目	提出書類
1	日本語能力試験の N1 又は N2 に合格していること	日本語試験の成績証明書
2	受入れ施設において就労を開始した日から 6 か月を経過していること	雇用契約書等
3	事業者が、要件を満たしたうえで、当該外国人職員を人員配置基準に算入する意思決定を行っていること	「外国人職員の人員配置基準算入についての申出書（参考様式 21）」

④事業所の平面図及び写真

- ・用途、面積、備品の配置等を明示した A4 判又は A3 判のものを添付してください。
- ・事業所の外観及び内部（用途ごと）の状態が分かるカラー写真を添付してください。
- ・事業所が賃借物件である場合には、賃貸借契約書類の写しを添付してください。

⑤事業所の設備等に係る一覧表（参考様式5）

- ・基準上設置が必要な設備等のうち「事業所の平面図」に記載した項目以外の事項について記載してください。

⑥運営規程

- ・次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、添付してください。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 事業所の名称及び住所
- 三 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 四 利用定員

※空床利用型の場合は記載不要

- 五 ユニットの数及びユニットごとの利用定員

※ユニット型の場合のみ

※空床利用型の場合は記載不要

- 六 指定短期入所生活介護（共生型短期入所生活介護）の内容及び利用料その他の費用の額
- 七 通常の送迎の実施地域
- 八 サービス利用に当たっての留意事項
- 九 緊急時における対応方法
- 十 非常災害対策
- 十一 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十二 その他運営に関する重要事項

※茨城県条例が定めるサービスの提供等に関する記録の保存期間は、サービスを提供した日から5年間です。

- ⑦利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（参考様式6）
- ⑧損害賠償事故発生時に対応が可能であることが分かる書類（損害保険証書の写し等）
- ⑨協力医療機関の概要及び契約の内容に関する書類
 - ・緊急時に対応可能な医療機関（事業所から近距離にあることが望ましい）と協力体制をとり、その協定書等の写し及び当該医療機関の概要が記載された書類を提出してください。
- ⑩誓約書（参考様式7）
 - ・介護予防短期入所生活介護の指定を申請する場合は、参考様式8を併せて提出してください。
- ⑪介護給付費算定に係る体制等（加算）に関する届出書
 - ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
 - ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）
 - ・「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出に関する誓約書（別紙様式）
 - ・算定要件の確認のための書類（加算の種別ごとに必要な書類）

【共生型短期入所生活介護として申請する場合】

- ⑫障害福祉サービス(指定短期入所事業者)の指定の指令書又は指定更新の指令書の写し
- ⑬指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から、指定短期入所事業所が要介護高齢者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていることが分かる書類（技術的支援を受けている事業所名及び事業所所在地、具体的な技術的支援の内容を説明する書面）

【指定指令書の紙交付を希望する場合】

令和5年7月1日以降、指定指令書は、原則電子交付（メールでの交付）となっております。パソコンやメールアドレスを有しておらず、紙交付を希望する場合は、以下の書類をご提出ください。

- ⑭紙交付の申請書
- ⑮費用減免の申立書
- ⑯指定指令書送付用封筒

270円分の切手を貼付け、返信先の事業所名、所在地等を記載した、A4判の書類が折らずに入る定形外の封筒

6 その他

- (1) 事業を計画される際には、介護保険法及びその関連通知等を十分ご理解のうえ取り組まれるようお願いいたします。

※介護保険法令や上記通知等の具体的な内容については、一般の書籍やインターネット（厚生労

働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>) 等をご参照ください。

※全国の介護保険事業者や制度改正等に関する情報は独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉、保健・医療の総合情報サイト「ワムネット」 (<http://www.wam.go.jp/>) でも提供されていますのでご参照ください。

- (2) 事業所開設にあたって来庁しての相談を希望される場合は、必ず電話により予約をしたうえで
お越しください。
- (3) 申請者の独自判断によって、指定前に事業所を建設・賃貸等するなどして経費が発生した場合
でも、指定基準を満たさない場合は指定できませんので、あらかじめご了承ください。(不明な
点がある場合は、必ず事前確認をしてください。)
- (4) 水戸市、つくば市、笠間市、常総市にて事業の実施を予定されている場合には、各市の介護保
険主管課へお問合せください。

7 お問い合わせ・申請書類提出先

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県福祉部 長寿福祉課 介護保険指導・監査担当

TEL 029-301-3343、3281 FAX 029-301-3348

(別紙)

○短期入所生活介護事業所の人員基準

職種	配置基準	常勤の要件
管理者	・常勤、専従の管理者の配置が必要です。 ・ただし、管理業務に支障がない場合に限り、以下の兼務が可能です。 ① 当該短期入所生活介護事業所における他の職種 ② 同一の事業者が設置する他の事業所等の職務	常勤専従 (例外あり)
	資格要件：なし	
医師	・1人以上配置が必要です。 ※目安として、週2回以上の勤務が望ましい	なし
	資格要件：医師	
生活 相談員	・常勤換算方法で、利用者が100人又はその端数を増すごとに1人以上の配置が必要です。 ・利用定員が20人未満である併設型の場合を除き、1人以上を常勤とする必要があります	1人以上常勤 (例外あり)
	資格要件：次のいずれかの資格を有する者 ①介護福祉士 ②介護支援専門員 ③社会福祉士 ④精神保健福祉士 ⑤その他社会福祉主事任用資格 ⑥社会福祉施設等(※1)で2年以上、 介護又は相談業務に従事した経験を有する者 ⑦老人福祉施設(※2) の施設長経験者 (※1) 社会福祉施設の範囲 ・社会福祉法第2条に定める第1種社会福祉事業を行う施設 ・介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院 ・療養病床又は老人性認知症疾患療養病床を有する病院・診療所 ・指定居宅サービス事業所(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅 療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く) ・指定地域密着型サービス事業所 (※2) 老人福祉施設の範囲 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、 特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、 老人介護支援センター ⑥、⑦の資格要件の緩和は、令和8年4月1日から運用しています。	

<p>介護職員 または 看護職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算方法で、利用者数が3人又はその端数を増すごとに1人以上の配置が必要です。 ・利用定員が20人未満である併設型の場合を除き、1人以上を常勤とする必要があります ・看護職員が配置されていない場合、病院、診療所、訪問看護ステーション、併設本体施設との密接な連携により看護職員を確保する必要があります。 ・ユニット型の場合、昼間については、ユニットごとに常時1人以上を配置してください。 ・ユニット型の場合、ユニットごとの常勤のユニットリーダーを配置してください。 <p>※ユニットリーダーのうち2名以上は、ユニットリーダー研修を受講した者を配置すること（2ユニット以下の事業所の場合は1名でよい）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間については、事業の実施形態ごとに定められた数の人数を配置してください。（後述の「短期入所生活介護事業所の夜勤職員基準」を参照） 	<p>1人以上常勤 (例外あり)</p>
	<p>資格要件（介護職員）：認知症介護基礎研修修了者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかの資格を持つ場合は上記研修の受講不要。 ①看護師 ②准看護師 ③介護福祉士 ④介護支援専門員 ⑤実務者研修修了者 ⑥介護職員初任者研修修了者 ⑦生活援助従事者研修修了者 ⑧介護職員基礎研修修了者※ ⑨訪問介護員1級課程修了者※ ⑩訪問介護員2級課程修了者※ ⑪社会福祉士 ⑫医師 ⑬歯科医師 ⑭薬剤師 ⑮理学療法士 ⑯作業療法士 ⑰言語聴覚士 ⑱精神保健福祉士 ⑲管理栄養士 ⑳栄養士 ㉑あん摩マッサージ指圧師 ㉒はり師 ㉓きゅう師 ㉔認知症介護実践者研修修了者 ㉕認知症介護実践リーダー研修修了者 ㉖認知症介護指導者研修修了者 <p>※介護職員基礎研修及び訪問介護職員研修は、平成25年4月に介護職員初任者研修及び介護福祉士実務者研修の創設に伴い廃止されましたが、旧資格は従前のとおり有効です。</p> <p>資格要件（看護職員）：看護師又は准看護師</p>	
<p>栄養士</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上配置が必要です。 ・利用定員が40人以下で、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務等により適切な栄養管理が行われる場合は、配置しないことができます。 <p>資格要件：栄養士</p>	<p>なし</p>
<p>機能訓練 指導員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上配置が必要です。 ・利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能を有する者を適切な時間数配置してください。 ・はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有するものに限ります。 <p>資格要件：次のいずれかの資格を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①理学療法士 ②作業療法士 ③言語聴覚士 ④看護職員 ⑤柔道整復師 ⑥あん摩マッサージ指圧師 ⑦はり師・きゅう師（一定の実務経験を有する者） 	<p>なし</p>

調理員 その他の 従業者	・実情に応じた適当数を配置すること。	
--------------------	--------------------	--

【併設型の場合】

- 本体施設で必要とされる数の従業者に加えて、上記の短期入所生活介護従業者を確保してください。
- ・医師、栄養士及び機能訓練指導員については、本体施設に配置されている場合で、当該施設の事業に支障が無い場合は、兼務させることができます。
 - ・生活相談員、介護・看護職員については、本体施設の入所者と併設事業所の利用者の合計数に対して、常勤換算方法で必要数を確保すれば構いません。

【空床利用型の場合】

- 短期入所生活介護の利用者を本体施設の入所者とみなした場合における、本体施設として必要とされる従業者数を確保してください。（本体特別養護老人ホームの人員基準を満たしていれば、短期入所生活介護従業者を別途確保する必要はありません）

○短期入所生活介護事業所の夜勤職員基準

【単独型、空床利用型の場合】

実施形態	夜勤を行う介護職員・看護職員の数
従来型	利用者 25 人以下の場合…1 人以上 利用者 26～60 人の場合…2 人以上 利用者 61～80 人の場合…3 人以上 利用者 81～100 人の場合…4 人以上 利用者 101 人以上の場合…利用者が 25 人増えるごとに 1 人を加えた数以上
ユニット型	2 ユニットに 1 人以上

※空床型の場合、利用者数は、短期入所生活介護利用者と本体施設入所者の合計。
短期入所生活介護事業所と本体施設で合わせて上記の人数を配置すること。

【併設型の場合】

実施形態		夜勤を行う介護職員・看護職員の数
短期入所	併設本体施設	
従来型	従来型の特養	利用者 25 人以下の場合…1 人以上 利用者 26～60 人の場合…2 人以上 利用者 61～80 人の場合…3 人以上 利用者 81～100 人の場合…4 人以上 利用者 101 人以上の場合…利用者が 25 人増えるごとに 1 人を 加えた数以上 ※利用者数は、短期入所生活介護事業所と併設本体施設の合計。 短期入所生活介護事業所と併設本体施設で合わせて上記の人数を配 置すること。
	ユニット型の特養	利用者の数が 20 人又はその端数を増すごとに 1 人以上 ※利用者数は、併設本体施設と短期入所生活介護事業所の合計。 短期入所生活介護事業所と併設本体施設で合わせて上記の人数を配 置すること。
	特養以外	利用者 25 人以下の場合…1 人以上 利用者 26～60 人の場合…2 人以上 利用者 61～80 人の場合…3 人以上 利用者 81～100 人の場合…4 人以上 利用者 101 人以上の場合…利用者が 25 人増えるごとに 1 人を加えた数以上 ※併設本体施設で必要な数に加えて上記の人数を配置すること。
ユニット型	従来型の特養	利用者の数が 20 人又はその端数を増すごとに 1 人以上 ※利用者数は、併設本体施設と短期入所生活介護事業所の合計。 短期入所生活介護事業所と併設本体施設で合わせて上記の人数を配 置すること。
	ユニット型の特養	2 ユニットに 1 人以上 ※ユニット数は、併設本体施設と短期入所生活介護事業所の合計。 短期入所生活介護事業所と併設本体施設で合わせて上記の人数を配 置すること。
	特養以外	2 ユニットに 1 人以上 ※併設本体施設で必要な数に加えて上記の人数を配置すること。

○短期入所生活介護事業所の設備基準

【従来型、ユニット型共通】

設備等	基準等
全体	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護の設備（建物全体ではない）は、原則、短期入所生活介護事業専用で使用されなくてはなりません。 ・要介護者等の使用に適した設備を備え、バリアフリーに努めること。 ・耐火建築物であること（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く）。ただし、居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室を2階以上の階及び地階に設けていない場合は、準耐火建築物とすることができます。 ・併設型の場合、効率的運営が可能で、かつ、入居者等の処遇に支障がないときは、本体施設の設備（居室を除く。）を使用することができます。
事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業を行うために必要な面積を有すること。 ・他の事業と同一の事務室を使用する場合は、当該事業所の区画が明確に区分されていること（パーテーション等の設置は不要） ・個人情報の保護のため、鍵付きの書庫を設置すること。
医務室	<ul style="list-style-type: none"> ・診療のための薬品及び医療器具を設置すること。
調理室	<ul style="list-style-type: none"> ・食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備、防虫及び防鼠の設備を設けること。 ・所管の保健所の指導を受けること。
洗濯室(場)	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な設備を設けること。
汚物処理室	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な設備を設けること。 ・他の設備と区別された一定のスペースを有すれば足りるものとする。
介護材料室	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な設備を設けること。
常夜灯	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下、便所その他必要な場所に設置すること。
階段	<ul style="list-style-type: none"> ・傾斜を緩やかにすること。
傾斜路又はエレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室（ユニット型の場合、ユニット又は浴室）が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路又はエレベーターを設置すること。
ナースコール	<ul style="list-style-type: none"> ・居室、静養室、便所、浴室その他必要な場所に設置すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室（ユニット型の場合、居室、共同生活室及び調理室）から相当の距離を隔てて設けること。

【従来型の場合】

設備等	基準等
居室	<ul style="list-style-type: none"> ・1の居室の定員は4人以下とすること。 ・利用者1人当たりの床面積は、有効面積で10.65㎡以上とすること。 ・日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。

食堂及び機能訓練室	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれ必要な広さを有し、有効面積で、3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上であること。 ・建物の構造上、撤去できない柱や備え付けの収納設備等は有効面積から除外してください。 ・短期入所生活介護の利用者以外（相談者、従業員等）が事務室や相談室へ出入りするために機能訓練室を通行しなければならない場合は、通路（幅1m）として有効面積から除外してください。 ・食事及び機能訓練の実施に支障がないときは、同一の場所とすることができます。
浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者等が入浴するのに適したものとすること。 ・週2回以上の入浴が確保できること。 ・複数の浴槽を設置する場合は、シャワーカーテン等の設置により、利用者のプライバシーに配慮すること（脱衣所を含む）
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者等が使用するのに適したものとすること。
洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者等が使用するのに適したものとすること。
静養室	<ul style="list-style-type: none"> ・居室とは別部屋とし、利用者が静養するために適したものであること。
面談室（相談室）	<ul style="list-style-type: none"> ・個室又は遮へい物（パーティション等）の設置等により、相談内容が漏洩しないように配慮されていること。
介護職員室	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な設備を設けること。
看護職員室	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な設備を設けること。
廊下	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下の幅は1.8m以上とすること。ただし、中廊下（廊下の両側に居室、静養室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう）の場合は2.7m以上とすること。

【ユニット型の場合】

設備等	基準等
居室	<ul style="list-style-type: none"> ・1の居室の定員は1人とすること ※夫婦で居室を利用する場合など必要と認められる場合は2人部屋とすることができる。 ・いずれかのユニットに属するものとし、共同生活室に近接して一体的に設けること。 また、1ユニットの定員は原則として原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとすること。 ・利用者1人当たりの床面積は、有効面積で10.65㎡以上とすること。 ・日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。
共同生活室	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 ・他ユニットの利用者が、当該共同生活室を通過せずに施設内を移動できること。 ・当該ユニットの利用者全員と従業員が一度に食事、談話等を楽しむことが可能な備品を備えた上で、車いすが支障なく通行できること。 ・ユニットごとに、有効面積で、2㎡に当該ユニットの利用定員を乗じて得た面積以上であること。 ・必要な備品（テーブル、椅子、シンク、調理設備等）を備えること。
洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・居室ごと、又は共同生活室ごとに適当数設けること（共同生活室に設ける場合は、2か所以上に分散して設けること）。 ・要介護者等が使用するのに適したものとすること。
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・居室ごと、又は共同生活室ごとに適当数設けること（共同生活室に設ける場合は、2か所以上に分散して設けること）。 ・要介護者等が使用するのに適したものとすること。

浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者等が入浴するのに適したものとすること。 ・居室のある階ごとに設けること。 ・週2回以上の入浴が確保できること。 ・複数の浴槽を設置する場合は、シャワーカーテン等の設置により、利用者のプライバシーに配慮すること（脱衣所を含む）
廊下	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下の幅は1.8m以上とすること。ただし、中廊下（廊下の両側に居室、共同生活室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう）の場合は2.7m以上とすること。 ※廊下の一部の幅を拡張する（アルコーブを設ける）ことにより、利用者、従業者等がすれ違う際に支障がない場合は、1.5m以上（中廊下は1.8m以上）として差し支えない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・面談室（相談室）の設置は義務づけられていませんが、利用者申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保する必要があります。 ・静養室、機能訓練室及び食堂の設置が義務づけられていませんが、静養室は、居室が個室であるため、また機能訓練室及び食堂は、共同生活室がその役割を果たすため、不要となっているものです。

○関係法令について

事業所の開設にあたっては、建物や設備等が関係法令に適合するよう、所管する行政機関に事前にご確認ください。

主な関係法令	確認先一覧（茨城県ホームページ）
建築基準法	https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/kenchiku/kenchiku/madoguchi-kenchiku.html
都市計画法	https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/takuchi/takuchi/madoguchi-takuchi.html
消防法	https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/shobo/shobo/ibaraki-shobohonbu.html